十三　戸籍法第百七条第二項から第四項までに規定する氏及び氏の振り仮名の変更に関する事項については、氏及び氏の振り仮名を変更した者

十四　名又は名の振り仮名の変更に関する事項については、その変更をした者

［十五・十六　略］

第三十六条の二　戸籍法又はこの省令の規定により届書又は戸籍に国籍を記載することとされている場合において、次に掲げる地域の法を本国法とする者が届出をするときは、当該地域を届書又は戸籍に記載するものとする。

一　台湾

二　パレスチナ（ヨルダン川西岸地区及びガザ地区）

第三十九条　新戸籍を編製され、又は他の戸籍に入る者については、次の各号に掲げる事項で従前の戸籍に記載したものは、新戸籍又は他の戸籍にこれを記載しなければならない。

［一～七　略］

八　名又は名の振り仮名の変更に関する事項

九　［略］

②　［略］

第四十八条　戸籍の記載手続を完了したときは、届書、申請書その他の書類は、事件の種類によつて、受附の順序に従い各別にこれをつづり、かつ、各々目録をつけなければならない。ただし、市町村長は、相当と認めるときは、事件の種類別に分けてつづることを要しない。

［②・③　略］

第五十六条　戸籍法第七十四条第二号の事項は、次に掲げるものとする。

［一～五　略］

［号を削る。］

第五十七条　戸籍法第七十六条第二号の事項は、次に掲げるものとする。

［一～七　略］

［号を削る。］

②　戸籍法第七十七条第二項第二号の事項は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　前項第二号から第七号までに掲げる事項

第五十八条　戸籍法第八十六条第二項第二号の事項は、次に掲げるものとする。

［一～六　略］

［号を削る。］

第六十条　戸籍法第五十条第二項の常用平易な文字は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　別表第三に掲げる漢字

三　［略］

十三　戸籍法第百七条第二項から第四項までに規定する氏の変更に関する事項については、氏を変更した者

十四　名の変更に関する事項については、名を変更した者

［十五・十六　同上］

［条を加える。］

第三十九条　新戸籍を編製され、又は他の戸籍に入る者については、次の各号に掲げる事項で従前の戸籍に記載したものは、新戸籍又は他の戸籍にこれを記載しなければならない。

［一～七　同上］

八　名の変更に関する事項

九　［同上］

②　［同上］

第四十八条　戸籍の記載手続を完了したときは、届書、申請書その他の書類は、本籍人と非本籍人とに区別し、事件の種類によつて、受附の順序に従い各別にこれをつづり、且つ、各々目録をつけなければならない。但し、市町村長は、相当と認めるときは、事件の種類別に分けてつづることを要しない。

［②・③　同上］

第五十六条　戸籍法第七十四条第二号の事項は、次に掲げるものとする。

［一～五　同上］

六　当事者の世帯主の氏名

第五十七条　戸籍法第七十六条第二号の事項は、次に掲げるものとする。

［一～七　同上］

八　当事者の世帯主の氏名

②　戸籍法第七十七条第二項第二号の事項は、左に掲げるものとする。

一　［同上］

二　前項第二号乃至第八号に掲げる事項

第五十八条　戸籍法第八十六条第二項第二号の事項は、次に掲げるものとする。

［一～六　同上］

七　死亡当時における世帯主の氏名

第六十条　戸籍法第五十条第二項の常用平易な文字は、次に掲げるものとする。

一　［同上］

二　別表第二に掲げる漢字

三　［同上］